

東京五輪2020エンブレム問題をいかに考えるか 市民参加型社会における専門家と市民（2016）

How is the TOKYO OLYMPIC 2020 emblem considered ? Specialist and non-specialist in civil society participation (2016)

加島 卓¹
Takashi KASHIMA

¹ 東海大学文学部広報メディア学科 University of Tokai, Department of Media Studies

要旨・・・本研究は2020年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピックの旧エンブレムを対象に、それが大きな話題となって2015年9月1日に撤回になるまでの経緯に注目し、一連の騒動についていかに考えればよいのかを社会的に提示することを目的にしている。

キーワード デザイン、ネット世論、炎上、市民参加、社会学

1. エンブレム問題とは？

2015年7月24日、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック（以下、東京五輪2020）の「エンブレム」が発表された。東京都庁で盛大にお披露目されたそのエンブレムは、「TOKYO」「TOMORROW」「TEAM」の頭文字および「普遍的な平等の記号＝（イコール）」をイメージしたデザインとなっており、国内外で104の作品のなかから選ばれたものであることが紹介された。

ところがその約一週間後、このエンブレムがベルギーにある「Theatre de Liege」のロゴマーク（以下、リエージュ劇場のロゴ）およびスペインのデザイン事務所「ヘイ・スタジオ」によるスマートフォン向け画像と類似して見ることが大きな話題となった。そしてリエージュ劇場のロゴを制作したデザイナー（オリビエ・ドビ）はエンブレムを「盗作」として使用差し止めを求め、それに対して原作者（佐野研二郎）と東京五輪2020の組織委員会は8月5日に記者会見を行い、エンブレムの「独自性」を主張することになった。いわゆる「エンブレム問題」の始まりであり、これ以後「パクリかどうか」をめぐる様々な意見が交わされ、特にインターネットではまとめサイトによる検証や自作エンブレムの公開が相次ぐようになった。

こうしたなか、8月14日に佐野研二郎はサントリービールの景品デザインを担当していた件で謝罪声明を出した。これまでにインターネットで著作権侵害を指摘されていたことを踏まえ、景品（トートバック）30種類のうち8種類の発送を止め、それらの制作過程でスタッフが第三者のデザインを無断でトレースしていたことを認めたのである。東京五輪2020の組織委員会はこの件とエンブレムを区別していたが、インターネット上では佐野研二郎に対する「パクリ探し」が次々と行われ、エンブレムの動向が注目されるようになった。

それから二週間後の8月28日、組織委員会は審査委員代表（永井一正）と共に選考過程を説明し、東京五輪2020のエンブレムとリエージュ劇場のロゴの違いを改めて強調した。しかし、その場で公表したエンブレムの原案および展開例の画像が次のパクリ探しの対象となり、まもなく類似して見えるデザイン（ヤン・チヒョルト展のポスター）および無断使用が疑われる画像の存在をインターネットで指摘されてしまった。

こうして、9月1日に組織委員会はエンブレムの「取り下げ」を発表した。エンブレムのデザインはオリジナルだと主張する一方で、展開例の画像には無断使用があったことを認め、「今や一般国民の理解を得られなくなった」としたのである。同日には佐野研二郎も声明を発表し、「模倣や盗作は断じてしていない」とした上で、展開例の画像使用に不手際があったことは謝罪し、一連の騒動で「人間として耐えられない限界状況」にあると説明するに至った。エンブレム問題はここで一つの折り返しを迎え、2015年9月以降は問題の検証および新しいエンブレムの選定へと向かい、再募集と再審査を経て、2016年4月25日に新エンブレムは決まった。

「パクリかどうか」という表現内容への疑念に始まった旧エンブレム問題は、「出来レースかどうか」という手続きへの疑

念に発展し、旧エンブレムに関して組織委員会が行った検証（2015年9月28日）と調査（2015年12月18日）によって組織委員会および審査委員会における不正と不適切さが明らかになったのである。

2. 先行研究

旧エンブレム問題については、その経緯からして①ソーシャルメディアにおける「ネット炎上」の事例として扱った研究、②「パクリかどうか」という論点について著作権法の事例として扱った研究、さらに③デザイン関係者がエンブレム問題について解説した書籍がある。

①については、田中辰雄+山口真一『ネット炎上の研究』（勁草書房、2016年）が挙げられる。この研究は「佐野研二郎」を含むツイート数の推移やまとめサイトにおける検証画像などを示した上で、エンブレム問題は「炎上事件としてはもっとも大規模化した事例に入る」と主張している。そして「ここでの問題はやはり議論が成立していないこと」であり、「この課題についてはネット上で正面から議論があれば論争として実りがあっただろう」ともいう（田中+山口 2016:66）。

しかし、この研究はエンブレム問題におけるネット炎上の概略とそこでの議論の不在を確認するばかりで、エンブレム問題についていかなる「正面」があり得たのかについては教えてくれない。幸うじて「著作権侵害にはあたらないということで専門家の見解はほぼ一致している」という議論を紹介しているのだが、こうした議論がなぜ「正面」として機能しなかったのかという検討はなされず、またもう一方の当事者である佐野研二郎がどのような情報発信をしていたのかについても言及されない。つまり、この研究はエンブレム問題を論じているのではなく、ネット炎上として見える部分を述べているだけである。

②については、水野祐「デザインの法的保護とその限界－五輪エンブレム問題を通して」『法学教室』（第422号、有斐閣、2015年11月号）が挙げられる。弁護士によるこの論文は、エンブレム問題を起点にデザイン全般に関わる商標権、著作権、意匠権、不正競争防止法の論点を紹介した上で、「五輪エンブレム問題は法的に問題がない事案だった」という見解を示している。商標権についていえば、「リエージュ・ロゴは少なくともベルギー及び日本において商標登録されておらず、商標権侵害は成立する余地がなかった」からである。著作権については、「類似性について判断が分かれる可能性はあるものの、著作物性や依拠性の点でハードルがあり（引用者注：要件を満たしていない）、著作権侵害が成立する可能性は低い」からである。「パクリかどうか」でエンブレム問題は盛り上がったのだが、2015年8月の時点で法制度に関わる問題はなかったのである。

著作権に関する研究としては、山田奨治『日本の著作権はなぜもっと厳しくなるのか』（人文書院、2016年）も挙げられる。この研究によると、エンブレム問題は「構成主義」「オリジナリティ」「作家性」からなる近代の「神話」に、現代のインターネットが持つ情報探索力と発信力が加わることで構造的に生じたものである（山田 2016:168）。オリジナリティ（独創性）を過度に重視する近代の作家観がまだ信じられているからこそ、それへの疑念や暴きが誘発され、インターネットはそれらを増幅するというわけである。

しかし、この研究は佐野研二郎を「作家」として捉えており、そもそもグラフィックデザイナーであることの意味を捉えていないように見える。著作権の議論で「作家」と関連付けることは何もおかしいことではないが、そもそも佐野研二郎が「アーティスト」ではなく「デザイナー」であるという職業上の区別は踏まえてもよいのではないだろうか。というのも、アーティストの制作物は自分のものになるが、デザイナーの制作物はクライアントのものになるからである。また、一般的にデザインはクライアントが特許庁に登録する産業財産権（商標権、意匠権、特許権、実用新案権）において保護されてきたのであり、著作権が対象にしている文芸・学術・美術・音楽の創作的な表現にデザインは含まれていないからである（ただし、タイプフェイスの著作権など議論が分かれる事例もある）。つまり、そもそもデザイナー自身は著作権と関連付けられてこなかったものであり、著作権侵害という批判そのものがアーティストとデザイナーの混同から生じていた可能性も高いのである。

またこの研究は、佐野研二郎が旧エンブレムとリエージュ劇場のロゴのコンセプトが異なると説明したことに対して、「そんな説明を作者にさせるまえに、そこに込められた趣向の違いを嗅ぎ分けることを、わたしたちはもっと楽しんでよかったのではないか」という（山田 2016:170）。しかし、このように作品の鑑賞者として耳を塞いでしまう前に、アートとデザインの区別を踏まえ、コンセプトがなければどのようにでも見えてしまうデザインに対していかなる説明が与えられているのかにもう少し耳を澄ましてよいのではないか。デザインを保護する意匠権の登録において「意匠の説明」を書くことが求められているように、あるデザインの固有性を証明するためには言語的な説明がどうしても必要であり、それによって他のデザインとの区別が誰でも理解可能になっていることを踏まえてもよいのではないか。

③については、藤本貴之『だからデザイナーは炎上する』（中公新書ラクレ、2016年）がある。この書籍によると、炎上の原因は「エンブレムの採用にかかわった、ほぼすべての個人・組織が持っていたであろう、デザインに対する「勘違い」」に

あり、この勘違いは「インターネット時代における、デザインのあり方、それへの無理解」に由来するという（藤本 2016:29）。

この書籍が興味深いのは、「ネット時代に必要とされないデザイン」は「説明が必要なデザイン」と主張している点である。曰く、「ネットに最適化されたデザインこそが、「今現在、求められるデザイン」であり、「ブラウザを介して見たときに視認性が悪い、ナビゲーションが悪い、というような、ネットに最適化されていないデザインは、現実の要求に即していないデザインであって、それはそのまま、「悪い（よくない）デザイン」なのだという。したがって、インターネット時代のデザインにおいて重要なのは「説明がいらない」という直感性」であり、「いかに機能的に作られていても、その利用に説明が必要なようであれば意味がない」というわけである（藤本 2016:145-149）。

問題はこの主張がエンブレム問題でも成立するののかという点である。確かにデジタルメディアにおける「展開力」も評価対象に含まれていた旧エンブレムの選考においても、視認性やナビゲーションが評価のポイントになることは考えられる。しかし、そのことがそのまま「説明が必要なデザイン」の否定を導くかといえそうでもない。というのも、いかなる知識を用いるのかによって、デザインされたものへの見え方は変わるからである。

たとえば、画面の上で何かを視認するためには、それをどのように見ればよいのかを予め知っていなければならない（ある電気の光の集合を、どういうわけかハードディスクとして見る）。また画面の上でそれがナビゲーションだとわかるためには、それをどのように扱えばよいのかを予め知っていなければならない（ある電気の光の集合を、どういうわけかゴミ箱として使う）。つまり、私たちは予め持っている知識を利用して、新しいものを理解しようとする。利用可能な知識がなければ、理解の手がかりを別に探すことになる。デジタルメディアのデザイナーはとても楽しそうに直感性に訴えてくるのだが（ユーザーマニュアルのないプロダクト）、そもそもどのように見ればよいのか（扱えばよいのか）をユーザーが知らなければ、それは電気の光のままである（マクルーハン「どんなメディアでも、その内容は常に別のメディアである」）。

同じことは、印刷物でも言える。「T」がアルファベットであることを知らなければ、それは紙の上の黒いインクの染みとして理解することもできる。黒いインクの染みということも知らなければ、さらに別の理解の手がかりを探すことになる。グラフィックデザインにおけるピクトグラム（抽象的な図形を組み合わせたサイン表現）が言語を超えたコミュニケーションを可能にすると考えられていた時代もあったのだが（1960年代くらいまでのモダンデザイン）、それも「結局のところは、わかる人にしかわからない」という問題に直面したのである。

したがって、ネット時代であろうとなかろうと、どのようにでも見ることが可能なデザインに対して、それをどのように見ればよいのか（扱えばよいのか）という理解の手がかりは必要であり、そのために説明（コンセプト）は必要だと考えられる。あるデザインに対して「大喜利」や「パクリの指摘」をするためにも、何かしらの知識が利用可能でなければならない。当たり前のことを改めて確認するようだが、見ることは知識を用いることと深く関係している。

ここまでをまとめると、旧エンブレム問題に関する先行研究には、①ソーシャルメディアにおける「ネット炎上」の事例研究、②パクリかどうかという論点に関する著作権法の事例研究、③デザイン関係者による解説がある。そして①②③に共通するのは、そもそも旧エンブレムに対してどのような説明が与えられていたのか（そして、この説明によっていかなる理解が可能になっていたのか）を評価しないまま、それぞれの議論を展開している点である。そこで本報告では、佐野研二郎がデザイナー（専門家）として旧エンブレムをいかに説明していたのか（どのような理解が可能になっていたのか）を確認した上で、一連の騒動を「専門家と市民の関係」において検討するための手がかりを示していきたい。

3. 原作者による旧エンブレムの説明

ここで取り上げるのは、2015年8月5日の記者会見で佐野研二郎が説明した部分である（約8分間）。先に事実関係を確認しておく、東京五輪2020組織委員会はリエージュ劇場のロゴは商標登録されていないので商標上には当たらないとしている。また「盗用」ではないかという疑問に対しては、佐野氏から「先方のロゴマークは見たことがない、デザインの参考にしたことはない」との説明を受けたとして、旧エンブレムの独自性を認めている。さらに、組織委員会はエンブレムの公募において「オリンピックとパラリンピックの関連性を持たせること」と「デジタルメディアでの展開も想定したデザインの拡張性を満たすこと」の二点をお願いしていたという。

こうした前置きを踏まえ、まず佐野は盗用が「事実無根」であり、「この場で私がご説明することは、作成したエンブレムのデザインに込めた想いと具体的なデザインのディテールに関すること」だと始める。そして「今回のオリンピック・パラリンピックのエンブレムは、アートディレクター、デザイナーとしてのこれまでの知識や経験を集大成して考案し仕上げた、私のキャリアの集大成ともいえる作品」であり、「力を出し切って、真にオリジナルなものができたからこそ、自信を持って

世の中に送り出すようなものになった」とデザインの独自性を主張している。

それでは、その独自性とはどのようなものか。どこをどのように見れば、そのデザインを理解することができるのか。そこで佐野はエンブレムの各パーツ及びそれらの配置をどのように見るべきかを説明する。

佐野：まずエンブレムを制作する時に、一つの強い核を見つけたいと思いまして、いろんな方向性を試しました。その中の一つとして、TOKYOの「T」であるこのアルファベットの「T」に注目しました。いくつか欧文書体はあると思うのですが、そのなかでDidot（ディド）という書体とBodoni（ボドニ）という書体があり、これは広く世界に使われている書体です。それを見た時に、非常に力強さと繊細さとかしなやかさとかが、両立している書体だなと思いまして、このニュアンスを活かすことができないかというところから発想が始まりました。

ここでは、エンブレムのデザインをアルファベットの「T」という形から見始めてほしいということが確認されている。そして複数の書体が存在することを示し、「T」という形状もいろいろありうることを紹介した上で、他でもなくこの形状に絞り込んだ理由を「力強さと繊細さとかしなやかさとかが、両立している」点に求めている。まずは他でもなく「T」として見ることにこれが佐野による最初の設定である。

佐野：で、見て頂いてわかるように、（曲線部分を指さしながら）ここのアールの部分がありまして、これは今楕円的なものが入っていると思うんですけども、僕はこれを見て、亀倉雄策さんが1964年の東京オリンピックの時に作られた大きい目の丸というものをイメージさせるものになるんじゃないかなと思いまして、単純に「T」という書体と「円」という書体を組み合わせたようなデザインができるのではなかろうかということのを思いました。そこで作ったロゴが、今回のこの東京オリンピック・パラリンピックのエンブレムになります。

次に「T」のどこをどのように見ればよいのかである。佐野は「T」の曲線部分を指さし、文字装飾の一部分に「楕円的なものが入っている」と述べている。重要なのは、このようにデザイナーが見ているものが示されることで、私たちも「この図形には楕円も含まれている」と見えるようになってくることである。そして佐野はこの楕円と「大きい目の丸」を関連付け、「T」と「円」という組み合わせが、東京オリンピック・パラリンピックのエンブレムにもなりえると説明している。つまり、円形という概念を用いて「T」を見ること。これが佐野による二つ目の設定である。

佐野：図解で示しますと、正方形を9分割しているんですね。で、9分割して、ここの真ん中の黒いラインは、オリンピックの黒いロゴと対比したような形で黒の帯をとっております。ここの赤い丸（引用者注：右上部分）なんですけど、鼓動をちょっとイメージしたような形で左上（引用者注：佐野から見て）に置かせて頂いて、ここの円とここのオリンピックロゴの円が、同じ（引用者注：縦の）ライン上に並ぶようにデザインしていて、ここの跳ねの部分（引用者注：ゴールの左上部分）は、この大きい円の周りの部分を使っているものです。で、右下（引用者注：シルバーの部分）にこのものを反転してを使っているようなものとしてデザインしています。

続いて、エンブレムの構成要素についてである。佐野はエンブレムの上に線が描き重ねられたボードを示して、「正方形を9分割している」と述べている。ここでも重要なのは、このようにデザイナーが見ているものが具体的に示されること（インストラクション）、私たちも「この図形は9分割された正方形に収まっている」と見えるようになることである。そして佐野はこの正方形の中央部分を「黒い帯」、右上部分を「赤い丸」、左上部分と右下部分を「跳ね」と呼び、それぞれのパーツが円形とそれを囲い込む正方形との関係で成り立っていると説明する。つまり、円形とそれを囲い込む九分割された正方形との関連において「T」を見ること。これが佐野のよる三つ目の設定である。

ここまでを踏まえると、今回のエンブレムには三つの設定がある。一つ目は他でもなく「T」として見ることに、二つ目は円形という概念を用いて「T」を見ることに、三つ目は円形とそれを囲い込む九分割された正方形との関連において「T」を見ることである。今回の記者会見で佐野はこの三つを説明しながら「デザインの考え方が違う」と述べたのだが、それでも記者から「デザインの考え方が違うというのが、素人でもわかるように説明して頂きたい、どう違うのでしょうか」と再説明を求められてしまい、以下のように答えた。

佐野：繰り返になってしまいますが、リエージュ劇場のほうは、シアター・リエージュで「T」と「L」で作られていますよね。それでこちらは、「T」と「円」ということをベースにしてユニットの組み合わせで作っているものですので、まずデザインに対する考え方が違うと言ったのはその意味です。そしてディティールを見て頂いても、ここの部分が接しているですとか、ここにこう大きい円が入っているですとか、下の書体も同じなのではないかこととベルギーのデザイナーの方は申しているようなんですけれども、これは全く違う書体です。なので、表層的に見ても、実際のデザインの考え方としても全く違うと僕は思います。

ここではリエージュ劇場のロゴと今回のエンブレムの区別がなされている。つまり、リエージュ劇場のロゴは「T」と「L」の組み合わせだとした上で、旧エンブレムは「T」と「円」の組み合わせだと述べている。このようにして佐野は「表層」をどのように見ればよいのかを説明し、またその区別を支えるのが先に述べた三つの設定であると具体的に示し、「実際のデザインの考え方としても全く違う」と述べているのである。

重要なのは、このように専門家（デザイナー）が見ているものが日常言語で具体的に説明されることで、専門的知識を知らない非専門家（市民）でもリエージュ劇場のロゴと旧エンブレムが「異なる」と見えるようになることである。エンブレム問題は視覚的な類似点への気づきが「パクリかどうか」と話題になって始まったものである。しかし、ここまで明らかにしてきたように、佐野研二郎による記者会見では旧エンブレムを「T」と円形と九分割された正方形と関連付けて見てもらうための説明が尽くされ、さらにリエージュ劇場のロゴは「T」と「L」の組み合わせであり、旧エンブレムは「T」と「円」の組み合わせであるという区別も示された。こうした一連の説明は、「パクリかどうか」という理解から「それなりに設計されたデザイン」へと人びとの理解を書き換えていくための具体的な手順になっていたと考えられる。デザイナー（専門家）による説明を聞いて、クライアントや市民（非専門家）がデザインを理解するとはこのような経験だと考えられるのではないかと。

なお、こうした説明に対して「後付けだ！」という批判も少なくなかった。これについては、そのように言うことも可能だが、「だからどうした？」と返すこともできる。というのも、そもそも説明にそれなりの整合性がなければ「後付けだ！」という批判はできないからである。また、そもそもデザインは可変的であるため（自己否定がリニューアルを導く）、どのようになっても語り直されていくものでもある。さらに、説明すればするほど胡散臭く見えることもある。デザインと説明の関係にはこれくらいの幅があり、その関係は「正解」探しというよりは、「もっともらしさ」をめぐるせめぎあいだと考えられる。

4. いかにか考えるか

ここまでを踏まえ、エンブレム問題についていかなる考え方がありえるのかを列挙したい。

【1】そもそも新国立競技場のデザインや観光ボランティアのユニフォームが話題になっていたのも、旧エンブレムの原作者が誰でも大騒ぎになる条件は整っていたといえる。そして模倣の疑いをかけられるようになってからは、「デザインとしての評価対象」から「パクリ探しの対象」へと見え方が変わり、誰でも大騒ぎできるようになった。そもそもどうでもよかったのかもしれないデザインがパクリ探しの対象になったことで、誰もが旧エンブレムを問題視できるようになったのである。専門家に対する「市民」という立場は、こうした関与のしやすさをもって可能になったとまずは考えられる。

【2】それでは、旧エンブレムをめぐる専門家と市民はどのような評価を与えたのか。そこで用いられたのは、二つの軸である。その一つは、旧エンブレムを視覚的な印象で評価するか、それともコンセプトとの対応で評価するのかがである。もう一つは、その評価を専門家で行うのか、市民参加で行うのかがである。旧エンブレムへのパクリ探しは視覚的な印象による評価が市民参加で行われたものであり（例：まとめサイト）、原作者による記者会見はコンセプトと対応させた評価を専門家が行ったものである。つまり、専門家と市民は同じ旧エンブレムを見てはいるものの、これについて議論を展開していくための立場の違いを適切に共有していなかったと考えられる（だからこそ、3節のような解説が必要になる）。

【3】専門家と市民の「対話」や「協働」は市民参加型社会のキーワードになっている。しかし、実際にそれをどのように達成させるのかといえ、なかなか難しい。旧エンブレム問題に関していえば、インターネットで市民参加が可能になった社会における合意形成の難しさを再確認させられたともいえる（意見の可視性が上がった分だけ、ノイズも目立つ）。多様性を認め合う社会ではそれぞれが肯定的に考える価値は並列状態に置かれるが、「これはひどい！」という否定的な価値においては、どういふわけか人びとの関心が集中することがある。デザインに関連付けていえば、「みんなを圧倒する凄いデザインを探す」ことよりも、「みんなが突っ込みを入れやすいデザインで盛り上がる」ことのほうが達成されやすい。いわゆる「ゆるキ

キャラ」ブームもその一つと考えられるが、ここでは肯定的な価値（例：美しさや洗練さ）よりも否定的な価値（例：未熟さや緩さ、稚拙さ）に関する合意形成が行われる。また、このように不完全さを隠さないものへの「ファン」による「応援」を通じて、行政への市民参加を調達しようという動きさえある。このように「なにがよいのか」というより「なにがひどいのか」をめぐる合意形成が試みられていることを踏まえると、専門家による洗練された完成物（デザイン）ではかえって満足されにくく、隙間のあるβバージョン（デザイン）をみんなで応援しながら盛り上げていく社会になったと考えることもできる。

【4】ただし、市民参加に偏れば、後世の人からも評価される先端的なデザインが残りにくくなる可能性はある。他方で、専門家に偏れば、終わりなきあら探しに耐えうるデザインが求められることになる。エンブレム問題は「専門家 対 市民」ではなく、デザインへの評価方法が一つから二つへと増えていく「移行期の出来事」と捉えられないだろうか（「専門家 vs. 市民」ではなく「市民が専門家の在り方を選んでいく」へ）。パクリ探し以外の盛り上がり方を見つけれれば、市民参加型のデザインももっと面白くなるとも考える。ゆるキャラのように出来の良さは別にみんなに「愛されること」が評価の一つになってきたのだとすれば、「良く」も「正しく」もないのだが、どういうわけか「愛される」ものの居場所は適切に確保して、つまらない批判に収斂しないような工夫も求められる（火消し役としての専門家＝ワークショップのコーディネーター）。みんなで選んだ対象が「正解」だとはとても思えないが（肯定的な価値の共有できなさ）、専門家があえて不器用で一生懸命な姿を晒すことによって「上から目線の市民参加」を実直に促す（否定的な価値を通じた応援の調達）。市民参加型社会における専門家と市民の関係はこうした一段のズレを孕んでいるように見える。

5. さいごに

本報告は、最初にエンブレム問題の概要を紹介し、次に先行研究における問題点を指摘し、その上で佐野研二郎がデザイナー（専門家）として旧エンブレムをいかに説明していたのか（どのような理解が可能になっていたのか）を確認した上で、一連の騒動を「専門家と市民の関係」において検討するための手がかりを示した。

先行研究との関係でいえば、本報告はそもそも旧エンブレムに対してどのような説明が与えられていたのか（そして、この説明によっていかなる理解が可能になっていたのか）を具体的に明らかにし、専門家でなくても理解可能であるにもかかわらず、多くの人びとに理解されなかった説明がいかなるものであったのかを特定したといえる。

その上で、本報告はエンブレム問題を「市民参加型社会における専門家と市民」と関連付けて考えられることを列挙した。エンブレム問題は少数精鋭の専門家によって決定を下す社会から、より多くの人びとが決定に関わることに価値を求める市民参加型社会への「移行期の出来事」として考えられるが、ここで重要なのは「市民でも決められること」と「みんなで専門家を選んで決めること」の区別にどのような選択肢がありえるのかを可能な限り示しておくことだと考える。

閉鎖的と批判された旧エンブレム選考の反省を踏まえ、新エンブレムの選考は市民参加を強く意識して行われた（応募総数：14,599→形式チェック：10,666→一次審査：311→二次審査：64→三次審査：4→最終審査：1）。このプロセスの殆どに関わった市民がどれだけのいるのかはわからないが、少なくとも今までよりは開かれていたと思われる。その過程の検証と併せてエンブレム問題が一体であったのかを示していくことが、今後の課題である。

参考文献

- 藤本貴之2016『だからデザイナーは炎上する』中公新書ラクレ
石田正泰2015「デザインの創造、保護、活用における法的、実務的課題」『DESIGNPROTECT』（No.108Vol28-4）日本デザイン保護協会
加島卓2014『〈広告制作者〉の歴史社会学』せりか書房
-2015「デザインは言葉である：東京五輪エンブレムと佐野研二郎」<http://dhatrane.jp/oxfunk/20150805->
-2016『オリンピックとエンブレム（仮）』河出ブックス
前田泰樹・水川嘉文・岡田光弘（編）2007『エスノメソドロジー』新曜社
水野祐2015「デザインの法的保護とその限界- 五輪エンブレム問題を通して」『法学教室』（第422号）有斐閣
森山明子+若山滋2016『オリンピックとデザインの政治学』郎文堂
Ryle,Gilbat1954-1997篠澤和久（訳）『ジレンマ 日常言語の哲学』勁草書房
田中辰雄+山口真一2016『ネット炎上の研究 誰がおり、どう対処するのか』勁草書房
山田奨治2016『日本の著作権はなぜもっと厳しくなるのか』人文書院